

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、20 歳になったら国民年金は必ず納めなければならないものと思っており、加入手続を自分で行き、国民年金保険料は給料が支給されると自分で役場に行き納付するようにしていた。

国民年金の加入直後に当たる申立期間が未納とされていることは思ってもみないことであり、納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間について、申立人と同居していた実父母は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を完納している上、実父は 46 年 1 月以降について付加保険料を納付しているとともに、実母は 50 年度以降に数回にわたり保険料を前納しているなど、申立人及びその家族は納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 3 月に払い出されている上、申立人が所持する年金手帳を見ると、同年 4 月 6 日に国民年金に加入したことが確認できる。

加えて、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人は、「役場の窓口で納付書を持って行き、収入役室で領収印を押してもらった。」としているところ、申立人

が居住していたA町では、「申立期間当時、役場で保険料を納付することは可能であり、収入役室は担当窓口のそばにあった。」としており、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間は、申請免除期間となっており、納付した記録が無いとの回答をもらった。

しかし、国民年金保険料は夫が夫婦二人分を一緒に納付しており、申立期間のうち昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間について、夫の分の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の分の保険料が申請免除のままとされていることに納得がいかない。

また、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、昭和 50 年ころ、A 市役所裏にあった場所で納付したはずであり、申請免除のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料を二回に分けて追納している上、52 年度から 57 年度までの保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、昭和 37 年 4 月以降、申立人及びその夫の国民年金保険料は、すべて同一日に納付されていることが確認でき、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとの主張と合致しており、申立人の夫の 40 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料が申請免除とされていることは不自然である。

さらに、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間について、

申立人の夫は、昭和 50 年ころ A 市役所から 10 年以内であれば追納できる旨の案内があり、市役所裏の場所で、国民年金保険料を納付したとしているところ、A 市に照会した結果、申立てどおりの場所で過年度分の保険料の収納業務を行っていたことが確認でき、申立人の夫の供述と合致している。

加えて、申立人の夫の年金記録を見ると、昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの期間は、当初、申請免除期間とされていたが、申立人の夫が所持していた領収証書に基づき、平成 21 年 6 月に納付済期間に訂正されているなど、記録管理に不適切な点があり、申立期間についても、何らかの過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和63年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月29日から同年5月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和63年4月が厚生年金保険に未加入とされていることが分かった。

しかし、A株式会社には昭和63年4月末日まで在籍しており、退職後に同社の部長(当時)から同年4月分の厚生年金保険料を受領した旨の書類を受け取っているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ申立期間以後に当該事業所を退職した者に対し、同事業所における被保険者資格喪失時の取扱い等について照会したところ、複数の者が「月末が休日の場合でも、退職日は月末とし、1か月間勤務したものとして取り扱っていた。」と回答している上、申立期間の前後各3年間に被保険者資格を喪失した者は42人いるが、このうち、月初日に同資格を喪失した者が12人に見られる一方、申立人と同様、月末(最終勤務日)に同資格を喪失した者は見当たらず、申立人のみが月末喪失との取扱いであったとは考え難い。

また、上記照会に対し、回答した者の中には、「申立人は、63年4月末

まで在職していた。」と供述している者がおり、申立人は、申立期間に当該事業所に在職していたと認められる。

さらに、申立人は、当該事業所を退職後に同事業所の部長(当時)から、昭和63年4月分の厚生年金保険料を受領した旨の書類(受領日や受領金額等の記載がある部長の名刺)を受け取ったとしているところ、i)当該事業所に確認した結果、申立期間当時、名刺記載の部長が実在していたこと、ii)当該書類を見ると、厚生年金保険料を受領した旨の記載がある上、記載されている金額は、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額に基づき算出される厚生年金保険料額と一致していること、iii)保険料の受領日とみられる当該書類記載の「昭和63年6月9日」は、申立人の主張とも符合していることが確認できるとともに、当該部長は、当該書類は自分が記載したものと思われる旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和63年3月の社会保険事務所の記録、及び申立人提出の前述資料において確認できる控除保険料額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日と整合しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和63年4月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月8日、資格喪失日を46年2月10日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月8日から46年2月10日まで
社会保険事務所に船員保険の加入期間について照会したところ、申立期間について船員保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間当時、A株式会社所有の船舶Bに乗務しており、給与から船員保険料が控除されていた。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録により、申立人が船員として、昭和45年10月8日から46年2月27日までA株式会社において、船舶Bに乗船していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書、C団体の回答及び同僚の供述により、申立期間に係る船員保険料をA株式会社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる船員保険料の控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主も保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資

格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 10 月から 46 年 1 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月31日から43年1月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和42年12月31日である旨の回答を得たが、私は、当該事業所を42年12月31日に退職したと記憶しており、厚生年金保険の資格喪失日は43年1月1日になると思われるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった勤務証明書によると、「当時の手続に誤りがあり、申立人の資格喪失日は昭和43年1月1日となる。」旨の記載がある上、申立事業所では、「申立期間は年末休暇であったと思われるが、申立期間当時、退職日が月末で休日の場合は、1か月勤務したものとして取り扱っていたと思われる。また、申立人は正職員のため月給者であったと思われることから昭和42年12月31日を退職日とすべき者であり、手続上の誤りがあった。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和43年1月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年1月から平成9年4月までの期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間につい

ては厚生年金保険の被保険者であったと認識していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和42年11月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っていないとしていることから、事業主が昭和42年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 41 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 7 月から 41 年 4 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、私の母が家族の分の保険料と一緒に、A 金融機関に納付していたはずであり、国民年金に未加入とされていることに納得がいかないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその実母が家族の分の保険料と一緒に A 金融機関に納付していたはずであると主張しているが、申立人が居住する B 市において、金融機関での保険料の取扱いが開始されたのは、昭和 41 年ころからであり、申立期間当時は金融機関で保険料の納付はできず、申立と相違している。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、加入手続をし、保険料を納付したとする実母から、申立期間当時の状況を聴取することができず、国民年金への加入時期及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和 41 年 12 月 8 日に払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間①、及び申立期間②の一部の期間の国民年金保険料は、時効により納付できない期間となるが、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の移動が無いことから、別の手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 22 日から 44 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を受給している旨の回答をもらった。
私は、昭和 37 年から A 有限会社に勤務し、44 年に家庭の事情で退職したが、脱退手当金を受給した記憶が無く、社会保険事務所の記録上、脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 6 月 1 日の前後約 2 年以内に、申立期間に係る事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性のうち、2 年以上の被保険者期間を有する 14 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 3 人に支給記録があり、いずれも資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている。

また、申立人が勤務した A 有限会社の元事務担当者は、申立期間当時の従業員に係る脱退手当金の取扱いについて、「従業員から依頼があった場合にのみ、会社側が脱退手当金の代理請求の手続きを行い、脱退手当金は直接本人に支給された。」としている。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 10 月 20 日に支給決定されているほか、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険脱退手当金支給者名簿及び厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間に係る裁定日や支給日

等が記載されているなど一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から同年12月25日まで
② 昭和30年1月15日から34年4月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間①については「A」事業所に勤務し、また、申立期間②については株式会社Bに勤務した。

各申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が勤務していたとする「A」事業所の所在地を管轄する法務局では、該当する事業所が見当たらないと回答しているとともに、社会保険事務所の記録上、「A」という名称の事業所が、厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の事業主や同僚の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述を得ることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとする株式会社Bに勤務していた同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所は、社会保険事務所に保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和26年10月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、31年2月24日に同保険の適用事業所ではなくなっている

ことから、申立期間②の一部は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、前述のとおり昭和 31 年 2 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関連資料及び供述が得られない。

さらに、上記被保険者名簿上、申立期間②当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 10 人に、申立人の勤務実態等について照会し、9 人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び申立人が厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、上記被保険者名簿上、申立期間②及びその前後の期間に申立人の加入記録は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、上記回答を得た同僚の一人は、申立事業所である株式会社 B と株式会社 C は同一経営者であったと供述していることから、社会保険事務所が保管する株式会社 C の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の加入記録は見当たらない。

- 3 各申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても、保険料控除についての記憶が定かではなく、各事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。